

厚木市生きがいセンターの今後の方向性について

1 検討経緯

(1) 外部評価結果

令和4年7月24日（日）に実施した厚木市市民参加型外部評価では、「生きがいセンターは、昭和59年の設置以降、高齢者及び心身障がい者の社会参加の支援に寄与してきた。しかしながら、設置から38年が経過していることから、施設の老朽化による長寿命化改修の必要も踏まえ、現在施設利用をしている機能の在り方と施設の利活用促進のための方策を整理した上で、廃止を含めた今後の方向性を検討するものとする。」との結果となった。

(2) 庁内検討委員会の設置

上記の結果を受け、庁内の関係各課により「厚木市生きがいセンター利活用庁内検討委員会（以下「検討委員会」という。）」を令和4年11月28日に設置した。

2 検討委員会での検討結果

年度内に2回開催した検討委員会において、長寿命化を含め、生きがいセンターの利活用や廃止（機能や建物等）を検討し、次のとおりの結果となった。

(1) 生きがいセンターの機能等は廃止（条例も廃止）

生きがいセンターは、公の施設ではあるものの、一般市民の利用は無く、実質的に生きがいセンターの利用は、公益財団法人厚木市シルバー人材センター（以下「シルバー」という。）及び社会福祉法人かながわ共同会しらゆり（以下「しらゆり」という。）の事業所となっている。

従って、シルバーとしらゆりが事業継続することによって、センター機能を継承していると考えられることから、施設自体を廃止（条例も廃止）してもよいと考えられる。

また、しらゆりが運営している就労継続支援B型事業所については、他事業所でも事業展開していることから、条例で設置する理由は乏しいとの結論に至った。

(2) シルバーの事務所は移転

シルバーの事務所の移転先については、現状他の公共施設への移転は困難であることから、民間施設も視野に入れ、会員等の利便性を考慮し、駅周辺を候補とする。また、作業場や倉庫については、事務所と一体化を図る必要はないため、郊外の民間施設を検討する。

(3) しらゆりの事業所も移転

他の就労継続支援B型事業所との公平性を図る必要があることから、協定

の期間を踏まえ、慎重に移転協議を進める。

(4) 生きがいセンターはシルバー及びしらゆり移転後に取壊し

庁内各課等においても、生きがいセンターの利活用を図る部署がなかったため、シルバー及びしらゆりの移転後は建物自体を解体する。

3 参考

生きがいセンターの在り方については、厚木市公共施設個別施設計画等を参考に、それぞれの案を基に経費等も算出し、検討した。

	今後想定される経費	費用
案1	施設を解体し、シルバーが他の公共施設に移転した場合	325,320 千円
案2	施設を解体し、シルバーが民間施設に移転した場合 (40年間の賃貸借)	527,064 千円
案3	施設を解体し、現状の場所で建て替えた場合	980,240 千円
案4	施設を長寿命化した場合 (40年間使用)	997,647 千円

※1 原則、しらゆりは移転

※2 シルバーの移転先の費用（事務所等の賃借料）は市負担